

附 則
(施行 期 日)

1 この要項は、告示の日から施行する。ただし、別表の 2 の (2) の力の (イ) 及び別表の 3 の (4) の力中の循環ろ過装置の出口の検査に関する規定を加える改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 528 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 3 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	上益城郡矢部町大字北中島字冷水 1114 番 1 地先から 同 所 字城の尾 324 番 3 地先まで	前	7.0 ~ 40.0	1,810.6	特改一種
			後	7.0 ~ 94.0		

2 区域変更する期日 平成 14 年 7 月 3 日

熊本県告示第 529 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 3 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	3 2 5 号	鹿本郡鹿本町大字梶屋字上北田 970 番 1 地先から 同 所 字中又 1166 番 1 地先まで	160.0	国道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 7 月 3 日

熊本県告示第 530 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所くらら 下益城郡松橋町松橋 1930 番地の 4	有限会社くらおか訪問介護センター	平成 14 年 6 月 24 日

公 告

熊本県公告第 547 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字秋永 1253 番 5
499.00 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字小池 1252 番地 2
田邊 信介

熊本県公告第 548 号

熊本県卸売市場条例（昭和 46 年熊本県条例第 67 号）第 20 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり出資金の額の変更の届出があったので、同条例第 37 条の規定により公告する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

法人名 熊本県花き事業協同組合

新出資金の額 359,118,000 円

旧出資金の額 373,241,000 円

熊本県公告第 549 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所及び氏名 神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目 32 番 6 号パレスミラン
アムール 301 平田一彰
神奈川県横浜市西区宮ヶ谷 25 番地の 2 三ツ沢ハイタウン 3 号
棟 304 号 佛田優子
長野県長野市稲里町中氷鉦 888 番地 28 大久保久美子
- 2 道路の位置 鹿本郡植木町大字今藤字中尾 59 番 3
- 3 道路の幅員 6.00 メートル
- 4 道路の延長 44.82 メートル
- 5 指定年月日 平成 14 年 5 月 30 日
- 6 指定番号 鹿本企調第 16 号

熊本県公告第 550 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンピアンシティーモール
熊本市上南部二丁目 2-2
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 7 月 3 日から平成 14 年 8 月 2 日まで

熊本県公告第 551 号

玉名郡横島町横島干拓土地改良区理事長田口征憲から平成 14 年 4 月 12 日付けで申請の定款変更については、平成 14 年 6 月 25 日付けで認可した。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 552 号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成 14 年 4 月 10 日付けで申請の定款変更
については、平成 14 年 6 月 25 日付けで認可した。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 112 号

昭和 37 年 10 月 22 日付け天草不知火海区漁業調整委員会指示第 8 号(八代海湾奥部にお
けるのりひび建養殖業の操業制限等)を廃止する。

平成 14 年 7 月 3 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 113 号

昭和 37 年 10 月 22 日付け天草不知火海区漁業調整委員会指示第 12 号及び昭和 42 年 7 月
5 日付け天草不知火海区漁業調整委員会指示第 14 号(天草郡河浦町崎津地先における、い
わし機船船びき網漁業の操業方法及び操業区域の追加等)を廃止する。

平成 14 年 7 月 3 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 2 号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
会長 古 瀬 昭 夫

- 1 開催日時
平成 14 年 7 月 17 日(水)
午後 7 時から午後 9 時まで
- 2 開催場所
熊本市東町 4-11-1
熊本県健康センター 3 階会議室
- 3 議題
平成 14 年 6 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の
会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局(熊本県健康福祉部健康増進課)
(電話 096-383-1111 内線 7079)

熊本県選挙管理委員会告示第 57 号

熊本県阿蘇郡阿蘇町赤水 1005 番地の(総代)友田初音から提起された平成 14 年 4 月 7
日執行の阿蘇町長選挙の当選の効力に関する審査申立てについて、当委員会は次のとおり
裁決した。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治

(裁決書添付)

裁 決 書

熊本県阿蘇郡阿蘇町赤水 1 0 0 5 番地

審査申立人 総代 友田 初音

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成 1 4 年 5 月 2 日付けで提起された平成 1 4 年 4 月 7 日執行の阿蘇町長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件の審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、阿蘇町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し当選の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は平成 1 4 年 4 月 1 8 日これを棄却する旨の決定をしたので、これを不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙において当選人とされた河崎敦夫の当選を無効とする旨の裁決を求め審査の申立てをしたものである。

その理由を要約すると、次のとおりである。

- 1 本件選挙における河崎敦夫候補の当選は以下の理由により無効である。
 - (1) 無効票とされた多数の票の中に、落選とされた井芹正吾候補の有効票が少なくとも 9 票以上存在する。
 - (2) 河崎敦夫候補の有効票とされた票の中に、無効票が少なくとも 9 票以上、又は井芹正吾候補の有効票とされるべき票が 5 票以上混入している。
 - (3) 使用済の投票用紙と未使用の投票用紙の数の合計が総印刷枚数と一致しないことが疑われ、阿蘇町中央病院その他の不在者投票施設における投票管理が公職選挙法に違反して行われたり、投票の意思能力のない者に無理に誘導して投票させた疑いがある。